

大臣

4-3
9

天野	466
----	-----

教職不適格者について

教職員の適格審査は1946年5月に開始され、1950年末においては、その被審査者は約12万に達し、その中で、
 場では約3,800人が不適格と判定されている。また旧勅令
 時代には約2,700人が一定の枠によって、いわゆる自動的に
 に排除されている。それで計6,500人が一應追放されたわけ
 である。これらの中、原審差戻の制度があった時代にそれ
 によって適格となった者及び沖又審以上を講求して適格
 となった者を加えると約1,000人が適格となり、また一定
 の枠による者で特別免除を申請して適格となった者が約
 200人あるので、現在は約5,300人が不適格となっている。

教職員の適格審査は極めて厳格に施行してきたので、
 教育における民主主義の精神を阻害するおそれのある者は、
 完全に教職から排除したものと考えられる。しかしごく
 短期間に多数を審査したため、中には gross injustice なも
 のがあったのは否定できない。それでこの際、既審査にお
 いて訴願委員会を設け審査したように、教職不適格者の中、
 その判定の理由が gross injustice な者について個々に審査

するということが考えられないであろうか。

この考を実現するために左の方法が考えられないであろうか。



要綱

手続

法令上の措置

- (1) 大臣の特別審査を廃止し、新願審査会をおく。
- (2) 中央審査会に訴える機会を失った者に訴える途を開く。

A. 新願審査会で審査する者

- (1) オノ審の結果、指定された者
- (2) オス審の結果、指定された者
- (3) 旧別ニ該当者で指定解除申請の認められなかった者
- (4) 今後オス審で不適格と判定される者
- (5) 現在オノ審請求中の者は、審査請求した者とみなす

本人が大臣に特免申請し、大臣が新願審査会に送付する。この特免を申請する者は、3月31日までに指定された者2ヶ月以内に申請するものとする。本人が新願審査会に請求する。大臣が新願審査会に送付する。

新政令
62号一部改正
62号改正

B. 中央審査会で審査する者

1. 指定解除
- (1) オノ審の結果、指定された者
 - (2) 旧別ニ該当者で、指定解除申請をしなかった者
 - (3) 旧別ニ該当者で、指定解除申請中の者は、申請した者とみなす
2. 再審査
- (4) 今後オノ審で不適格と判定される者
 - (5) 現在オス審請求中の者

本人が大臣に指定解除申請し、大臣が中央審査会に送付する。申請する者は、3月31日までに指定された者2ヶ月以内に申請するものとする。本人が中央審査会に請求する(現行通り)。

新政令
改正せず

C. 新願審査会の機構

- 1. 委員 7名 学識経験のある者 文部大臣の所轄におく。 新政令
- 2. 庶務 大臣官房で処理

D. 審査標準

gross injustice を是正する。 法令は改正せず

E. 新法令、改正政令番公布の時期

1951年4月1日